

令和7年度高石市役所本館ロビー 出店チャレンジャー募集要領

1. 目的

市役所本館1階ロビーの一部を活用した出店スペースの設置により、市内事業者の販売促進を図る。特に創業間もない事業者の顧客開拓や事業拡大を支援することを目的とする。

2. 概要

- ・実施主体：高石市公民連携推進協議会（以下、協議会）
- ・実施場所：高石市加茂4-1-1 高石市役所本館1階ロビー（詳細は別図「販売場所」参照）
- ・面積：1出店者あたり1.68㎡
- ・設備：必要に応じて机（間口1.4m×奥行き0.6m×高さ0.96m）を1台お貸しします。机の設営及び片付けは出店者で行っていただきます。

3. 募集概要

- ・事業期間：令和7年4月1日（火曜日）～令和7年6月30日（月曜日）
月曜日から金曜日のうち、各応募者の希望を調整した上で、それぞれの販売曜日を決定します。
- ・費用：出店料 日額500円
販売日数が決定した後、前払いでいただきます。
その他発生する費用については、出店者と協議会で協議のうえ負担を決定します。

4. 出店の条件

- ・店舗営業時間
原則として、あらかじめ協議会と調整した販売日（土、日、祝日を除く市役所開庁日）の午前9時から午後5時までの間（各出店者で設定）で、営業していただきます。（準備・片付けを行う時間も含まれます。）

ただし、本市の都合により、販売の中止又は販売場所を変更する場合があります。

本市の都合により中止した場合のみ、出店料を返金します。

- ・販売品目

弁当・パン・おにぎり・惣菜・その他小物等、あらかじめ製造された個包装の商品のみ

※販売場所で調理や盛り付けを行うもの・飲料の販売はできません。また、保温機、電子レンジ等電気器具は使用できません。

また、次のいずれかに該当する営業を行おうとする場合は、応募することができません。

- ・店舗を著しく汚損し、又は騒音、振動もしくは悪臭を発生させるおそれのあるもの。
- ・公序良俗に反するもの
- ・宗教活動または政治活動を主たる目的とするもの
- ・フランチャイズ方式による営業を行うもの
- ・このほか、協議会が適当と認めないもの

5. 対象者

高石市民の方もしくは高石市にて営業をおこなっている法人・個人事業主の方で、次のいずれにも該当する者としてします。

- ・納付すべき市税等を完納し、滞納がない者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団員に該当しない者。
- ・店舗運営に必要な許認可を取得している者。（又は、店舗運営開始日前日までに取得見込みである者。）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業を行う事業者ではない者。

6. スケジュール

- ・募集期間

令和7年3月14日（金曜日）～令和7年3月25日（火曜日）

※応募多数の場合は書類選考を行います。

※締切後も空きがあれば随時受付しますので、協議会事務局までお問い合わせください。

- ・質疑受付期間

令和7年3月14日（金曜日）～令和7年3月19日（水曜日）

質疑書（様式4号）をメールで提出してください。

質疑の回答は、令和7年3月21日（金曜日）までにホームページ上に掲載します。

- ・出店者決定

令和7年3月下旬頃通知予定

- ・出店準備期間

令和7年4月頃から開始予定

7. 申し込み方法

・提出書類

- (1) 高石市本館ロビー出店チャレンジャー申請書（様式第1号）
- (2) 高石市本館ロビー出店チャレンジャー誓約書（様式第2号）
- (3) 高石市本館ロビー出店チャレンジャー販売予定書（様式第3号）
- (4) 店舗運営に必要な食品衛生法に基づく営業許可書や営業届出の写し等（取得見込みの場合は、保健所等との協議経過報告書。）

・提出方法

上記の書類を持参・郵送・メールのいずれかで提出してください。

※持参の場合、平日午前9時から午後5時30分までとし、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

（提出先）

高石市公民連携推進協議会事務局（産業共創課内）

郵 送：〒592-8585

高石市加茂 4-1-1

高石市役所産業共創課内

メール：koumin@city.takaishi.lg.jp

提出いただいた書類はいかなる理由があっても返却いたしませんのでご了承ください。

郵送でご提出の場合、令和7年3月25日（火曜日）必着とします。

8. 選定基準について

創業5年以内の方を優先するものとし、販売内容等を精査して決定します。選定が困難な場合は、協議会事務局による抽選で決定する場合があります。

決定した方には改めて出店可能かを確認し、確認後、高石市ホームページにて販売予定出店者として公表を行います。

なお、以下の方の申請は無効とします。

- ・上記対象者の条件を満たしていない方
- ・記載内容に不備がある方
- ・締切後に提出された方

9. 注意点

- ・販売商品は持ち帰り可能な容器で提供してください。
- ・販売員を常駐させ、販売時の必要な金銭の授受等や苦情の対応については各出店者で責任を持って

対応するものとし、協議会は一切関与いたしません。

- ・ 出店者の都合で販売を中止する場合はあらかじめ周知してください。
 - ・ 提出いただいた個人情報本事業のみに使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。
 - ・ 審査及び決定に関する異議・問合せには一切応じません。
 - ・ 災害が発生した場合、庁舎利用上の都合による場合やその他やむを得ない事情がある場合は、販売の中止または販売場所を変更する場合があります。この場合、出店者に損害が生じても協議会は一切その責任を負わないものとします。
 - ・ 看板等の設置は事前に届け出た上で、通路の妨げにならないよう十分配慮してください。
 - ・ 搬入、搬出時等は通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。
 - ・ 過度な客引き行為は行わないでください。
 - ・ 政治的または宗教的な勧誘等を行わないでください。
 - ・ 使用場所については、使用前後で清掃を行い、清潔な状態を保って下さい。
 - ・ 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所等へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
 - ・ 食品衛生法等を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。万が一食中毒等が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応を迅速に行い、速やかに協議会へ報告した上で、責任を持って対処してください。
 - ・ 販売する商品に関するトラブルについて、協議会及び本市では一切の責任を負いません。
 - ・ ゴミ箱を設置し、ごみの回収を行ってください。また、ゴミはお持ち帰りください。
 - ・ 事業期間終了後に売上個数、売上金額等を報告してください。また、事業期間中であっても、協議会が売上個数、売上金額等の報告を求めた場合は、速やかに報告してください。
 - ・ 出店者は、当該販売の権利を譲渡又は転貸してはなりません。
 - ・ 本募集要領に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定します。
- ・ 協議会は、使用者が次のいずれかに該当したときは使用許可を取り消すことがあります。
- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき
 - (2) 申請書等に記載された事業以外の用途で使用したとき
 - (3) その他協議会が規則に反していると認めたとき

10. 問い合わせ先

高石市公民連携推進協議会事務局（高石市役所産業共創課内）

〒592-8585

高石市加茂 4-1-1

電話：072-275-6149

FAX：072-263-8143

メール：koumin@city.takaishi.lg.jp